

スウェーデンの基礎学校と民主主義教育

善 積 京 子

Compulsory School and Democracy in Sweden

Kyoko YOSHIKUMI

要 約

スウェーデンの基礎学校とは義務教育学校のことで、6歳児向けのプリスクール・クラスを併設することが多く、現在10年制に移行しつつある。スウェーデンの教育課程基準は、学校教育の大綱を定めた「学習計画」、教科の種類とその基本内容について定めた「教科計画」、教科別の基準授業時間を定めた「時間配分計画」の3つから構成される。1985年の学校法を土台に作成された「1994年義務教育学校学習計画」では、学校の基礎となる価値観は民主主義であると規定し、民主主義の価値観に基づいて学校活動を遂行しなければならない、この価値を生徒に身につけさせることが学校の重要な任務としている。さらに、授業で民主主義の知識を伝達するだけでは不十分であるとし、生徒は学校活動への参加・影響力の行使を通じて、民主主義や責任能力を学ぶことが強調されている。社会科の「公民」の教科のねらいは、「民主主義的価値を伝え、民主主義のプロセスへの参加を促す」こととされ、その教科書では課題をベースにしたグループ学習方式が取り入れられ、身近な事柄の改革から民主主義を実践的に学習できるように編集されている。

キーワード：スウェーデン、民主主義、基礎学校、義務教育

はじめに

スウェーデンの「基礎学校 (grundskola)」は、義務教育の学校のことである。スウェーデンの教育システムでは、居住地域、社会経済的環境、性別、民族に関わらず、すべての子どもに公的教育を受ける権利を等しく保障することが基本原則になっており、全国のすべてのコミュニティは同等の教育を提供する任務を負っている。また、スウェーデンの義務教育においては、民主主義の価値の伝達が重要な課題と位置づけられている。本稿では、スウェーデンの基礎学校の歴史的歩みと現行制度を概観した後に、スウェーデンの民主主義教育について教育省の定めた教育課程基準と社会科「samhällskunskap (社会の知識)」の教科の教科書を通じて紹介する。この教科は日本では「公民」に相当するので、ここでは「公民」という用語を使うことにする。

1. スウェーデンの基礎学校制度の概要

義務教育改革の沿革

スウェーデンでは、1842年に小学校の義務教育制度が導入された。19世紀後半に工場労働者階級を支持基盤に誕生した社会民主労働党 (略して社民党) は、暴力革命でなく議会政治を通じた平和的方法によって、労働者を取り巻く環境を改善しようとした。社民党の現実的で民主主義的手法での問題解決の姿勢は大衆から賛同を得られ、1932年から現在までのほとんどの期間、社民党が政権を握ってきた。その社民党は、階級差別をなくすには教育が重要と考え、それまでの社会階級により分断されていた教育システムを批判し、平等で民主的な教育制度にするために、絶え間ない議論を通して改革をおし進めてきた (Stig Hadenius, 1997, 荒井紀子 1996)。

第2次世界大戦後も、学校制度の民主化が継続的に取り組まれ、1962年には9年間の義務教育のために全国統一の基礎学校制度が設定された。すべての子どもに等しく教育機会を与えるという学校教育の理念は、その後の1969年、1980年の教育課程基準の改定でも受け継がれる。また1980年の教育課程基準からは、教科ごとに基本的知識を生徒に確実に獲得させることだけでなく、「良き市民を育てる」ことが特に重視される。1985年に制定された学校法 (skollagen) では、国の学校制度を統括する基本理念・目標が示され、「教育の機会均等」や「同等な教育」という基本理念のほかに、「教育は知識と技術を生徒につけさせると共に、家庭と連携をとりながら、民主主義を担うことのできる責任感のある個人・市民に生徒を育てる」「学校の活動は、基本的な民主主義の価値に合致するように計画されるべきである」「学校の活動は、男女間の平等を推進し、迷惑行為や人種差別の振る舞いに対して反撃すべきである」と述べられ、良き市民を育てるために学校での民主主義教育の重要性が謳われる (荒井紀子 1998, The Swedish Institute, 2001)。

1991年から1995年にかけて、基礎学校・高校・大学の全体に及ぶ大規模な教育・学校制度の改

革が推進され、規制緩和・選択の拡大が行われた。1991年に7月に「学校への責任」という法令が公布され、義務教育に関する権限と責任が大幅にコミューン（市）に委譲され、教育方法と授業内容については個々の学校に大きな決定権が与えられ、生徒に対しては学習内容にこれまでよりも選択権が与えられることになった（川上邦夫 1997）。教育行政組織も1991年に改革され、学校管理庁（Skolöverstyrelsen,SÖ）が廃止され、新たに学校局（Skolverket）が設立された。教科書・教材の検査・研究を行っていた国立教材研究センターも廃止され、教科書検定制度はなくなり、すべての教科書が無検定で出版されることになった。

現行の1994年の教育課程基準は、1980年の教育改革の理念を引き継ぎ、1985年の学校法を土台にして作成され、第1章の「学校の基本的価値と任務」では、最初に、学校の組織や活動において民主主義の価値が基礎に置かれることが明記されている。

このようにスウェーデンでは、学校教育において民主主義の価値の伝達が重要な課題と位置づけられているが、以下、現在のスウェーデンの義務教育の学校制度の仕組みについて概観しておこう。

学校教育の管理組織

スウェーデンの教育制度の特徴は、意思決定を最大限分散させている点である。前述したように、義務教育に関する権限と責任が大幅にコミューンに委譲されてきているが、現在でもスウェーデンの義務教育に対する大枠の責任は政府と国会にある。国は学校活動に対して目標とガイドラインを定め、コミューンはその執行に責任をもつ。国レベルでは、教育省（Utbildningsdepartementet）が担当省で、学校局（Skolverket = The National Agency for Education）が学校教育部門の行政機関である。学校局の任務には、政府の方針に沿って、学校システムのモニタリングと評価、教育活動の指導・提言、教育達成度の測定などがある。学校局では、コミューンからの情報をもとに学校事業を評価し、3年ごとに政府に報告書を提出する。また、各教科の教育内容を研究・開発し、5年生と9年生に対する全国統一の学習到達度テストを実施している¹。

コミューンと親（保護者）は、義務教育の実現に共同の責任を負う。コミューンは教育行政についてきわめて自由裁量権をもち、1991年以降、国による教師任命権や管理者への規制が廃止され、コミューンは、学校活動の組織化と遂行、学校スタッフの雇用や教師の内部研修などにも責任をもつ。各コミューンは、カリキュラム・教材・授業時間数（1時限の長さ）・クラス編成（生徒数）などの決定権をもち、教育体制をいかに組織化し発展させていくかを示した（コミューン議会で採択された）学校計画をもたねばならない。

各基礎学校はコミューンと委任関係にあり、個々の基礎学校はコミューンの学校目標をどのような組織・活動でそれを達成していくかを示さなければならない。校長は、学校での教育活動の運営に責任をもち、毎日の学校での作業に精通し、教育的開発の促進に特別の努力を払わねばならない（The Swedish Institute,2001）。

就学年齢と学校年

スウェーデンに住む7歳から16歳のすべての子どもは、公立学校（あるいは義務教育学校として承認されている私立学校）で教育を受ける資格と義務をもつ。これまで基礎学校の就学年数は9年で、7歳の誕生日を迎える年に第1学年を始め、16歳を迎える年に第9学年を修了する。この9学年を3つに区分し、1～3年生を低学年、4～6年生を中学年、7～9年生を高学年と呼ばれている²。

ところが1991年以降、学校開始年齢は変化し、6歳の誕生日を迎える年に、親は子どもを基礎学校に入学させるかどうかの選択権をもつようになり、基礎学校が10年制に移行しつつある。この6歳児向けのプリスクール・クラスは基礎学校に併設されることが多く、学年は「0（ゼロ）学年」や「F学年」（Fは、Förskoleklassen = プリスクール・クラスの頭文字）と呼ばれている。

学校年は、秋学期と春学期に分かれ、正確な日付はコミュニティによって異なるが、秋学期は8月の終わりから12月の終わりまで、春学期は1月初めから6月初めまでである。各々の学期は40週から構成され、日数は178日間～190日間である。各学期のうちに、少なくとも12日間の休暇があるべきとされている。春学期には、更に1週間の休暇が2回、つまり、冬のスポーツ休暇（2月3月）とイースター休暇がある。

学校は月曜～金曜の週5日制で、授業時間は5日間にできるかぎり分散させ、高学年でも1日につき8時間、2年までは6時間を超えてはならないと定められている。プリスクール・クラスについては、少なくとも年間525時間（一日あたり3時間）から構成されている。

なお、コミュニティの基礎学校のほかに私立の基礎学校がある。私立学校は国の定める要件を満たしていれば承認され、その数は近年伸び、義務教育を受ける生徒の3%が通っている。また、難聴や知的障害などで通常の義務教育に参加できない生徒には、聾啞・難聴児のための「特殊学校」（specialskolan）や知的障害児のための「特別学校」（särskolan）がある。サーミ人³の子どものためには、1962年以来、通常の基礎学校に加えて、「サーミ学校」がある（The Swedish Institute, 2001）。

2. 教育課程基準と民主主義教育

日本の学習指導要領に相当する教育課程基準は、スウェーデンでは「学習計画」「教科計画」「時間配分計画」の3つから構成されている。「学習計画」（Läroplan）は、学校教育の大綱を定めたもので、英語訳ではCurriculum（カリキュラム）の用語が使用されている。「教科計画」（Kursplan）は、教科の種類とその基本内容について定めたもので、英語訳はSyllabus（シラバス）となっている。「時間（配分）計画」（Timplan）では、教科別の基準授業時間を規定し、英語訳はtimetable（タイムテーブル）である⁴。

(1) 学習計画 (Läroplan)

学習計画の法令は、学校教育の大綱を定めたもので、義務教育学校の最優先すべき目標や指針を定めている。現在の「1994年義務教育学校学習計画 (Lpo94 = 1994 Års Läroplan för det Obligatoriska skolväsendet) は、1994年に制定、1995年から施行されているもので、「学校の基本的価値と任務」と「目標と指針」の2つの章から構成されている (Utbildningsdepartementet, 1998)。以前のものよりも、分量がかなり少ないが (15ページ)、教育の目標がより明確化され、学校と教師の自由と責任の範囲が拡大されると同時に、責任配分も明確に示され、生徒の学習への参加と責任も強調されている。以下、その内容を具体的に検討していくが、民主主義教育と特に関連が深い箇所は下線を引くことにする。

学校の基本的価値観と任務

第1章「学校の基本的価値観と任務」の第1節「基礎となる価値観」では、学校の基礎となる価値観は民主主義であるとし、すべての学校活動はこの民主主義の価値観と一致するように遂行しなければならない、民主主義の価値を生徒に身につけさせることが学校の重要な任務としている。また、人間生命の不可侵性、個人の自由と尊厳、すべての人々への同等な価値、男女間の平等、弱者や危険にさらされた人への連帯なども、学校が生徒に伝えるべき価値観であるとしている。学校教育は非宗教的であるべきであり、学校の任務は、すべての生徒が自分自身の独自性を見つけ、責任のある自由のもとで最善を尽くすことを通じて、社会生活に積極的に関わっていきけるようにすることであるとされている。

「理解と共感」の節では、いじめと積極的に闘い、外国人差別や不寛容に対処し、他の人に対する理解・共感する能力を高め、文化の多様性を理解する能力を身につけることを要求している。

「多面性」の節では、教育は多面的でなければならず、特定の見方に偏ることがなく、異なる意見の表明が奨励されるとする。ただし、学校の保持する基本的価値と葛藤するものに対しては、明確に距離を保つべきであるとされている。

「同等価値の教育」の節では、平等教育は、授業がどこの地域でも同じで、また学校の資源が平等に配分されるということの意味するのではなく、生徒のさまざまな環境やニーズに合わせて考慮すべきものであるとする。学校は、男女が平等な権利と機会を得るように活発に意図的に促進するべきであり、伝統的ジェンダー役割に対抗していく責任をもっていると明記されている。

「権利と義務」では、学校は生徒と親に対して、教育目標や生徒と保護者の権利・義務を明らかにすべきであると述べている。生徒と保護者が学校に対して影響力を行使できるようにするために、それぞれの学校は、学校の目標・内容・勤務状況をあらかじめ説明しておくことが前提条件とされている。さらに、授業は、基本的価値観・民主主義的価値観についての知識をただ伝達するだけでは不十分であり、生徒がやがて社会生活に活発に参加していくための準備として、民主主義的活動方法で遂行しなければならない、生徒は、日々の授業の計画や評価に参加し、コース・

科目・テーマ活動を選択することを通じて、学校への影響力を行使し、その結果、生徒の責任を果たす能力を発達させていくことができるものでなければならないとしている。つまりここでは、民主主義を知識として教えるのではなく、学校生活場面で、生徒達が自分の影響力を行使していく過程で民主主義や責任能力を学んでいくことが強調されている。

「学校の任務」では、知識の修得へ個人を刺激し、学習を促進することが学校の任務であると規定し、学校は家庭と協同して、責任ある人間、社会の成員になるように生徒の成長を促すべきであるとし、学校と家庭の間の親密な協同作業の必要性を説いている。そして、「教育と養育は、価値・伝統・言語・知識などの文化的遺産を発展させ、伝達される」「討論、読み書きの豊富な機会を提供することで、すべての生徒がコミュニケーションの能力を発達させ、自分の言語能力への自信を深める」「事実と関連性を批判的に調べ、評価する能力を発展させる」「劇・体操・ダンス・音楽・絵画・文章・造形などの多様な表現活動を奨励し、創造能力を習得させる」「歴史的視点を通じて、未来への準備をし、動的思考能力を発達させる」「環境的視点を通じて、自分自身が直接的に影響を与えることができる環境に対する責任感をもたせる」「国際的視点は、地球的文脈の中での自分自身の現実を見ることができ、国際的連帯を形成し、国内の文化的多様性への理解を深める」「倫理的視点は学校活動に基礎を与え、生徒に自分の立脚点を形成する能力を伸ばす」など、学習すべき内容や発達させるべき能力について、さらに歴史的・環境的・国際的・倫理的という4つの視点の重要性が述べられている。

「発達と学習のための良い環境」の節では、学校は、生徒の人格と勉強に敬意を払い、生徒の安全を確保し、生徒の発達・思考・学習のために最善の状態を作るために努力しなければならないとし、また、どの生徒も学校で成長し、成長する喜びを感じ、困難克服の満足感を得る権利をもっていると規定している。

最後の「各学校の発展」では、学校の活動は設定した目標に一致するように展開しなければならないと、そのために、授業内容を常にチェックし、結果を評価し、新しい方法を試し発展させることが必要とされる。この作業は、地域と家庭と密接なコンタクトをとりながら、学校のスタッフと生徒との活発な共同作業で遂行されなければならないとしている。

目標と指針

2章の「目標と指針」は、1章の内容を具体化したもので、まず始めに、2種類の目標について説明をしている。1つ目は「努力目標」で、学校が目指さなければならない方向を示すもので、2つ目の「到達目標」は、学校卒業時に生徒が達成しなければならない最低水準を表すものである。学校は、これらの目標を達成するための機会を生徒に保障する責任があると明記されている。

「規範と価値観」「知識」「生徒の責任と影響力」「学校と家庭」「プリスクール、学校、余暇センターとの連携」「学校と地域社会」「評価と成績表」「校長の責務」の8節から構成され、それぞれの節において「目標」と「指針」が掲げられている（「到達目標」は「知識」の節のみに設

けられている)。「指針」は、「学校で働く全員」と「教師」に対するものと区別して述べられている。ここでは、民主主義教育と関連深い「規範と価値観」と「生徒の責任と影響力」の節について紹介しよう。

「規範と価値観」の節では、「学校は、社会の共通する価値観を持つように生徒に対して活発に意図的に影響を与え、励まし、これらを日々の活動で表現すべきである」とされているが、この「社会の共通する価値観」には、当然民主主義の価値観が含まれている。学校の「努力目標」として、①知識と個人的経験を基礎とした倫理的視点を意識的に形成し、表現できる能力を発達させる、②他者の価値観を尊重する、③他者への抑圧・虐待的扱いの否定、④他者の状況への理解、⑤身近な環境と広い視点での環境への配慮、があげられている。そして教師の指針には、「スウェーデン社会の基本的価値観を明確にし、個々人の行為との関連からその結果について、生徒と討論する」「異なる価値観や発想や問題についてオープンに説明し、話し合う」ことなどが織り込まれている。

「生徒の責任と影響力」では、①影響力を発揮できること、②責任をもつこと、③参加することが民主主義の原則であり、その原則はすべての生徒に及ぶものであることが明記されている。生徒たちが学校の環境に対しても大きな責任を負うことや実際的影響力を行使できることが、生徒の知識と社会的発達にとって必要とされている。努力目標として、生徒が、①自分の学習と活動環境に対して自己責任をもち、②学校の教育および活動に対して影響力を行使し、③民主主義の原則の知識を得て、民主主義的に活動する能力を発達させることが掲げられている。教師のガイドラインとして、①生徒に学校での学習と活動に自己責任をもたせる、②性別・社会文化的背景に関係なく、すべての生徒に、活動の方法・形式・教育内容における実際的影響力を年齢に応じて与えていく、③少年・少女が教育において平等に参加し、影響力をもつように努め、④生徒とともに授業を計画・評価し、参加と共同責任、および民主主義社会を特徴づける権利・義務へと生徒を促すことが、述べられている。

日本では民主主義とは、「多数決で物事を決めること」と矮小化されて捉えられる傾向が強いが、民主主義社会の大原則は、人々が自分の意見を表明し、影響力を行使することを保証すると同時に、社会に対して義務を負い、自分の行為に関して責任をもつことである。スウェーデンの学校では、生徒が学校で影響力の行使を体験させることを通じて、民主主義とは何かを学習させることを大きな目標にしており、スウェーデンの民主主義教育はきわめて実践的であるといえる⁵。

(2) 教科計画 (Kursplan)

現在の教科計画は、2000年秋から施行されているものである。かつての教科計画では、各教科で教える内容まで踏み込んで言及されていたが、今では個々の教員の選択に多くが委ねられ、教科の全般的な方向性と特徴とともに教科の目標と生徒自身が到達しなければならない最小限の目

標を掲げているだけである。教科計画では、それぞれの教科ごとに、「教科の意図と教育的役割」「目指すべき目標」「教科の構成と特質」「5年生の修了時に生徒が到達しなければならない目標」「9年生の修了時に生徒が到達しなければならない目標」の5つの項目が設定されている(Skolverket 2000)。ここでは、「公民」の教科計画を民主主義教育との関連から見てみよう。

教科の意図と教育的役割

公民の「教科の意図と教育的役割」の項では、教科のねらい・意図は、「民主主義的価値を伝え、民主主義のプロセスへの参加を促す」こととされ、公民の教科では民主主義教育が重要な位置を占めていることが明記されている。異なる考えをオープンに表明することを奨励し、公民の教科を学ぶことで、他者の状況や価値観を理解する能力や人種差別や抑圧に対抗する力がつくとしている。大量の情報が流れ、急速に変化する複雑な社会において、新しい知識を獲得していく能力は不可欠である。さらに公民の教科のねらいは、様々な情報源を利用して、情報を入手し、事実を調べて評価・分析し、自分なりの結論を導き出す能力を身につけることとされている。

教科が目指すべき目標

公民の教科が目指すべき目標として、以下の9項目が掲げられている。

- ・民主主義の基本的価値観を理解させ、実践させる。
- ・変化する社会状況についての知識、民主主義の原則とそれらとの関係についての知識を発展させる。
- ・民主主義社会における権利と義務の知識を発展させる。
- ・異なる関心やイデオロギー・伝統が個人や社会の見方いかに影響しているかを理解させ、社会の規範や価値観が個人に影響を与え、また個人から影響を受けているかを理解させる。
- ・民族的・文化的多様性のある社会についての知識と理解を深め、人々との関係ではそれらが重要であることを理解させる。
- ・他の国の状況についての知識を発展させ、国際関係や国際協力を熟考する能力をつける。
- ・社会の存続に重要である地域や地球の問題について議論できるように知識をつける。
- ・社会状況を批判的に調べ、さまざまな選択肢の結果を見通す能力をつける。
- ・自分の立場を表明し説得できる能力を育て、社会の部分として活動し、社会発展に影響を及ぼすという信念をもたせる。

教科の構成と特質

このように公民の教科では、民主主義の価値観を身につけ、民主主義の実践能力を養うことが重要な目標に設定されている。続く「教科の構成と特質」の項では、民主主義教育の要として公民の教科があることが明確にされている。「スウェーデン社会の基礎は民主主義である。この教

科は、民主主義の価値観を取り上げ、分析する特別の責任をもつ。つまり、社会問題について調べ、評価し、見通しを立てる能力を發展させ、参加の意欲を促し、影響力を行使する能力を發展させる責任をもっている。倫理的視点は、すべての教育に取り入れられるが、様々な形での権力や抑圧、民主主義や人権に関わる問題において、特に重要である。この教科は、こうした問題への意識と洞察力を与え、個人の責任に反映されるような機会を与える」(Skolverket 2000、p.87)としている。なお、公民の科目の構成と特質として、その他に、学問体系の学際性、国際的視点、地球環境問題が挙げられている。

生徒が到達しなければならない目標

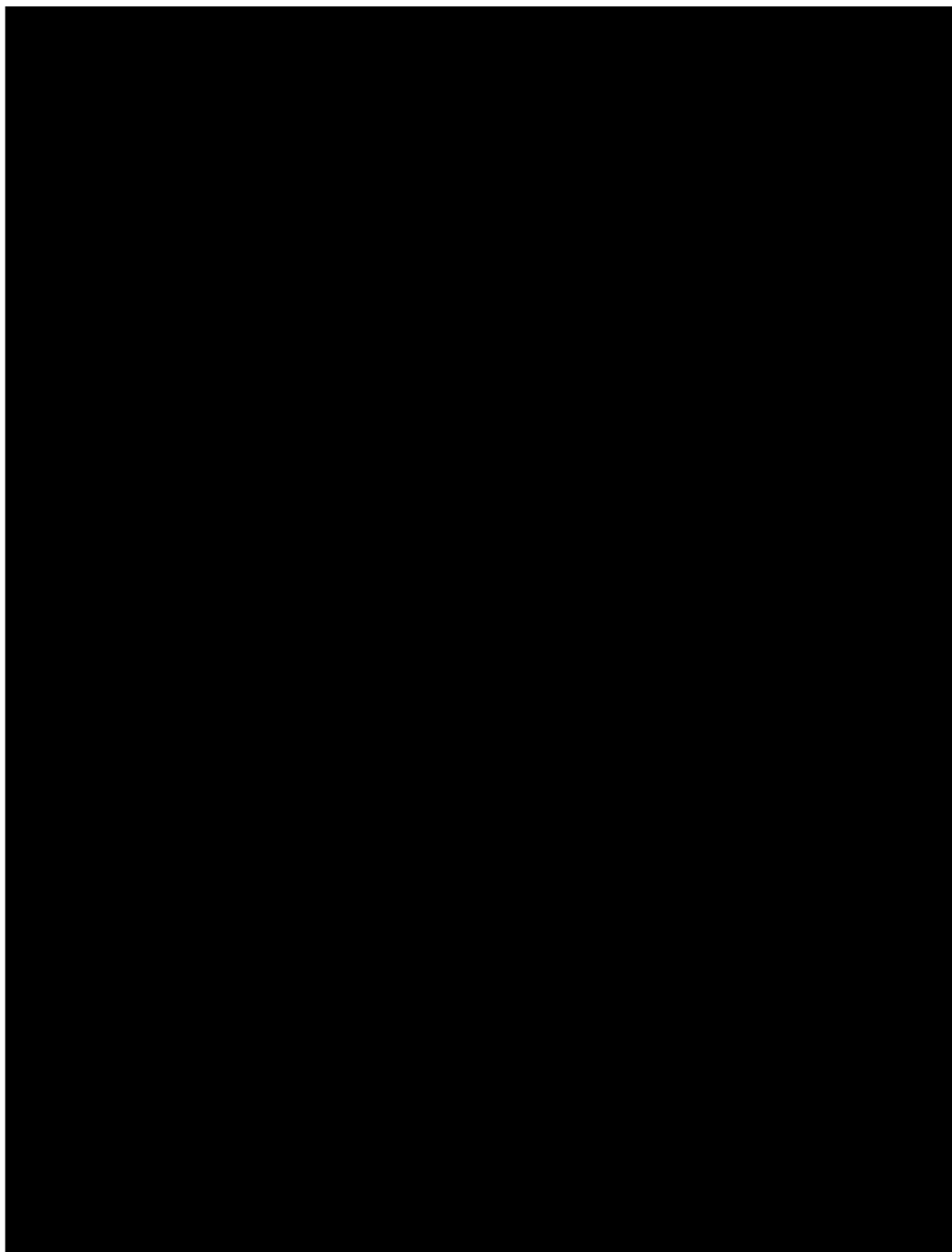
「5年生の修了時に生徒が到達しなければならない目標」の項では、「社会の土台である民主主義の基本的原則を知り、民主的意思決定プロセスに参加できるようになる」「地域社会の状況や異なる生活様式、それぞれの個人に適應される最も重要な権利と義務を知る」「異なる文化圏にある人々の生活状況を知る」「自分の行為が環境にいかにか影響を及ぼすかを理解する」「様々な情報源を利用して、社会について読み書きし、表現することができる」の5つが目標にされ、民主主義の価値の習得が1番に挙げられている。

「9年生の修了時に生徒が到達しなければならない目標」でも、7つの到達目標が設定されるが、その中で「我々の社会の土台である共通の基本的な民主主義の価値観を理解し、作業や意思決定において民主的方法を適用できる」ことが述べられ、学校の活動や意思決定過程において、民主的方法を実践していくことが目標とされている。他の目標として、「基本的な人間の権利と義務を知る」「人間の状況が、性別、社会的・文化的背景によって、いかに変化するかということ熟考できる」「スウェーデンの体制の發展と社会制度の構造についての基礎知識をもち、スウェーデンの基礎的規範と法体系を理解する」「国際関係の知識をもち、地球的視点から関係と協力について議論できる」「社会経済・家計・個人経済を知り、持続可能な社会への道すじについて、ローカルとグローバルの双方から議論できる」「異なる知識源を使うことができ、異なる情報源からの情報と意見を考察し、検証して評価し、その結果を表現できる」が挙げられている。

(3) 時間(配分)計画(Timplan)

時間(配分)計画では、60分を単位に、義務教育学校で保障される授業時間を示している。基礎学校は、一人の生徒に9年間に最低6,665時間の授業を提供しなければならない。時間配分は6つの領域に区分され、たとえばスウェーデン語の授業は、最低1,490時間保障しなければならない。ただし、コミュニケーションが独自に、これ以上の授業時間を設けてもよい。

表1 授業時間の配分の比較

The table content is completely obscured by a large black rectangular area, making it impossible to read or transcribe the data.

9年生の修了期に、標準化された達成度テストを受けることが、公立の学校に通うすべての生徒にとって、義務となっている。また、同じ科目の任意の国家テストを5年生の修了期に行うことになっている。

英語は義務教育の第1外国語としての地位を占めている。それぞれの学校は英語をいつから始めるかを決定できるが、5年目の達成度要件はすべての生徒に対して同じである。コミューンの3分の1は、英語の授業は1年生から始めている。時間割では、第2の外国語をコースとして時間を割き、今では、ドイツ語とフランス語の選択肢にスペイン語も加えられている。「語学の選択」として母国語を勉強することも可能である。

卒業までの全授業時間数のうち、600時間は学校自身の選択に委ねられている。それを、限度があるが、表1の「2. 社会科」「3. 理科」「4. 実技・芸術」の科目の授業に当てることもできる (Utbildningsdepartementet 1994, The Swedish Institute 2001)。

3. 「公民」の教科書にみるスウェーデンの民主主義教育

スウェーデンでは民主主義が社会の土台となる基本的な価値観と位置づけられており、義務教育学校において民主主義教育が重要視されていることを「学習計画」や「公民」の「教科計画」から見てきた。次は、「公民」の教科書から民主主義教育のあり方を捉えよう。

ここで参考に取り上げるのは、ナチュラル・オック・クルチュール (Natur och Kultur = 自然と文化) 出版社から発行されている7年生～9年生向けの公民の教科書『Samhälle i dag (今日の社会)』(SOL2001版)である。この教科書は7章からなり、その第1章は「学校における民主主義」にあてられている。それは、「共同活動 —— 民主主義の基本」「あなたの学校に影響を与えよう」「組会ではこのような活動をしている」の3節から構成され、身近な問題から民主主義を学習できるように編集されている。生徒たちの民主主義の実践的活動を中心に、その内容を紹介しよう。

(1) 共同活動 —— 民主主義の基本

ここでは、クラス委員会の活動から、民主主義とは何か、その基本的ルールと問題点を明らかにしている。

「社会とは何でしょうか？」では、自分が住んでいるところは地域社会で、その地域社会はコミューン(市自治体)の一部であり、コミューンが集まってスウェーデンという国が形成され、スウェーデンは地球上にある約170ヶ国の1つであり、これらの国々が世界社会を形成していると、私たちが同時に4つの次元の社会で生活していることを示す。

「学校、スウェーデン、そして世界における共同活動」では、「社会が順調に行くには、そこ

に住む人々が互いに協力しなければなりません。スウェーデンという国では、選挙権をもつ人々が男女の国会議員を選出し、その人達が議論し物事を決定して、共同活動が行われるように組織しています。そして、世界中のすべての国々がこのように共同活動をする事ができれば世界から戦争はなくなるでしょう」と述べ、「私たちが学校で学ぶことと同じように、スウェーデンおよび世界各国の議員達が共同活動の方法を学ぶことは必要不可欠なこと」であり、問題や論争を解決し、改革のための提案や考えを進めてゆく方法を学び、他人の意見に耳を傾け尊敬していくことも学ばなければならないとしている。そして、「学校・スウェーデンの国会・国連での共同活動に類似点が多いことに気づくでしょう」と述べ、学校における共同活動から話題を始めている。

「新しい学校で」では、ヨーハンとアンナが今年の秋に7年生になり、新しい学校に通い、同じ7B組のクラスになったという設定で話が始まる。「クラス委員会と生徒会」では、自分のクラスや学校がどうあって欲しいかということ話しあうためにクラス委員会があり、「クラス委員会では、クラスの代表が生徒会で発言してほしいようなことを議論できます。学校の生徒会には、全部のクラスの代表が集まります」と、クラス委員会と生徒会の関係が説明される。

「クラス委員会が委員会を開きました」では、7B組のクラス委員会の様子が描かれる。クラス委員会の議事予定表が委員会の数日前に掲示板に貼り出される。それは、会議を最初から順序だって進行させるために必要なものであることが述べられる。クラス委員会の3日後には議事録が貼り出される。議事録は、委員会でどういう発言が出されたか、何が決められたかを記録したもので、これには委員長や書記だけでなく、クラス委員会で選出された監査員も署名する。この議事録を読めば、会議で何があったかが分かり、会議で何が決定されたのかについて争う必要がなくなる。

「学校での民主主義とは何でしょうか？」では、学校での民主主義のルールとして、①議論では、全員が自分の意見を表明する機会をもつべきこと、②自分の意見と違い間違っている、他の人達の意見を聴くこと、③生徒全員に投票する権利があること、④一番沢山票が入った提案が採用されること、⑤他の提案に投票した人達も全員が決定したことに従うことが説かれ、こうした規則はスウェーデンの国会にも適用されるもので、「これが民主主義というものです」と述べられる。

さらに、「民主主義という言葉はギリシャ語に語源があり、人民が選んだことという意味です。民主主義社会では、人民が自分で自分をコントロールするのであり、独裁者によりコントロールされるものではありません。独裁制社会では、たった一人の人間が少数人数の人達が権力を行使しています」と独裁政権の社会の違いが説明される。

「なぜ民主主義なのでしょう？」では、スウェーデンは民主国家であるべきだという意見にほとんどが賛成し、「学校は民主的であるべきだ」という場合の民主主義の意味・内容については異なる考え方があるが、以下の意見には大部分の人達が同意するとしている。

- * 学校は仕事をする場であり、生徒は勉強という仕事や仕事場の環境決定に参画することができる。
- * 生徒が参画・決定できる場合に、生徒は学校生活をより快適であると感じることができ、学業成果もあがる。
- * 学校が民主的に運営されていると生徒が感じているならば、自然に民主的な大人になるであろう。

「学校での民主主義は、権利だけではありません。同時に義務も伴うものです」と、権利と義務の関係を説き、「すべての生徒は、学校で起こっていることに責任をもち、秩序ある快適な学校にするための、みんなで決定した規則に従わなければなりません」と述べている。

「民主主義の問題点」では、学校で優れた民主主義を確立することは難しいことだと述べ、民主主義が抱える問題点を掲げている。

- * 会議を効率的で民主的に進めるために、秩序と規律が要求されます。生徒によっては、熱心なあまり、“発言”を求めるとのを忘れ、発言できないと不機嫌になります。場合によっては、1・2名の生徒が会議全体をかき回そうとすることもあります。
- * クラスによっては、生徒会の代表になる人を見つけにくいこともあります。
- * 自分の意見が反対投票で採決されないと不機嫌になったり、投票で採択された提案に従うことを拒否したりする生徒がいます。
- * 低年齢の児童が、学校の規則・宿題・試験などを決定する会議に参画する能力があるかどうか疑っている大人もいます。そのような親・教師・学校職員に対して、彼等の考え方が間違っていることを示さなければなりません。

(2) あなたの学校に影響を与えよう

スウェーデンでは、意思決定過程において人々がいかに自分たちの影響力を発揮できるかを学ぶことが、民主主義教育にとって不可欠なことで考えられている。学習計画でも、生徒が学校生活において自分の影響力を行使していく過程で、民主主義や責任能力を学んでいくことが強調されている。教科書のこの節は、まさにこのテーマを扱っている。

民主主義とは何かを学ぶのは、「まさに何かに熱心にかかわり、変革したいと思う時」であり、その時に「クラス仲間やクラス委員会と一緒に民主的に活動することがどんなに大切であるかにも気づき」、「私たちの住んでいる社会がどのように構成され、どのように物事が決められているか、物事に影響力や権限のある人は誰か」といったことも学ぶとしている。

「目標を明確に表現する」では、何か間違っていることに気づき、状況を変えたい・変革したいと思う時に、まずしなければならないことが述べられている。「自分の目標に到達するにはどうしたら良いかを最初に考えることがずっと効果的」として、そのための方策を列記している。

- * 到達目標を明確に表現しましょう（例：もっと美味しい給食を）。
- * 改革したい事柄を、誰が決定しているかを調べましょう。〔例：学校にかかわる政治家達〕
- * あなたの要求項目を、誰が支持してくれるか考えてみましょう。（例：他の生徒、親、教師、PTA）

「どういう方法をとりますか？」では、改革の目標を文章化し、決定権のある人や支持してくれる人が判明した後、とるべき方法を列記している。

- * 物事の決定者や権力者に、電話や手紙や面会で、意見を伝える。
- * "一般市民の意見"を味方にするために、名簿への署名・ビラ配り・デモなどで、できるかぎり多くの人に自分達の意見を伝える。
- * マスコミの利用 - 新聞への投書、ジャーナリストの取材に応じる、地方放送局に取材依頼の連絡。
- * ポスターや街頭での劇の上演などで情報を広げ、皆の関心を集めるよう活動する。

「最初に十分考えそれから話をします」では、何かに抗議したり、新しい考えを伝えようと思ったら、最初にその問題の責任者と連絡をとり、対話や話し合いができるような状況を作る必要があるが、そういった場合は、前もって自分の考えをまとめておくことを勧めている。そうすれば、「相手に、あなたがしっかりしているという印象を与え、あなた自身も緊張しなくてもすむ」とし、さらに要求事項を明快に表現し、要求事項に対する反論も前もって想定し、どう回答すればよいかも考えておくように助言している。

学校の問題では、クラス担任や校長先生が話し合いの相手としては重要な人であるとしている。しかしコミュニティ・政治・企業などの問題では、連絡すべき人を見つけることが難しいかも知れないが、「大抵の場合は、いろいろな人に問い合わせてゆくと、目的の人にたどり着くようです。ヒントとしては、社会科の先生か、学校の図書館の司書と話をしてみることです」と述べている。

「陳情はどのように行うか？」では、学校の給食が美味しくなく、生徒が集まって話していると、担任の先生は校長先生と話し合うように勧め、校長先生に面会するという物語が載っている。「校長先生は、生徒が何かに関心を持ち改革しようと熱心なのは良いことだと喜んでくれました。校長先生は、生徒が給食に不満があることを理解してくれましたが、学校は政治家が決めた予算内で運営しなければならず、節約せざるを得ない事情を説明してくれました。----- 校長先生と話し合ったことを社会科の先生に伝えと、社会科の先生は、給食をもっと美味しくして欲しいと陳情するようにアドバイスしてくれました」と、生徒たちの改革の意欲を積極的に評価し、それを行動に発展させていく内容構成になっている。

次に、陳情する時のマナー・方法について教えている。「陳情とは、議員や他の権限のある人に会い、要求事項を伝えることです。そのためには、前もって電話で陳情にでかける時間の予約をしなければなりません。その際に、自分たちの自己紹介をして、話したい内容も伝えましょう」。

数名の人が一緒に出かけた方が良く、陳情に行く前に誰が何を話すかを決めておくことや、多くの生徒が同じ考えであることが分かるので、大勢の生徒の署名リストを持参することも良いとしている。

陳情に行った時の要請の仕方については、「陳情先が議員の場合、議員は自分たちのために存在するのだと考え、はっきり要請し、返答を求めるようにします！ 議員は他の人と話し合わなければならないので、直ちに『はい』とか『いいえ』の返答はもらえないものです。しかし、ただ何かを要求するだけではなく、何らかの回答なしでは陳情先から帰らないようにします。もし可能であれば、自分たちの要請事項が採決される時にその議員がどのように投票するかなど、議員の個人的見解なども尋ねておきましょう。陳情に行く前に、記者やカメラマンが取材に来られるように、地方新聞や地方放送局に連絡しておくようにします」と、具体的にアドバイスがされている。

さらに、陳情後にどのような行動をとるべきかについても述べられている。「陳情から帰ってきてから、みんなで集まり、陳情が上手くいったかどうか、先方の反応はどうだったか、次に何をすべきか、など話し合うことが重要です。権限をもつ人が要請を聞き入れようという態度がうかがえた場合、改革の決定が直ちに行われるように緊密に連絡を取るようになります。自分たちの要請が肯定的に受け入れられなかった場合は、次の段階に進み、"世論"を喚起するように活動します」。

これまで述べた陳情活動のポイントが、下記のように箇条書きでまとめられている。教科書では、さらに、学校に関する事柄を誰が決定しているか、教育行政組織の解説がされている（この部分は割愛）。

- * 要請事項を明確化する。どういう論議をするかを十分に考慮する。
- * 要請事項をまとめ、最も重要な論点を書き出す。
- * 要請事項の背景説明の短い文章を書く。
- * 要請書は適切な人に向けたものにする。
- * 要請事項は現実的・実現可能なものであること。
- * 要請事項は分かりやすいものであること。
- * 陳情に行く前に時間の予約をする。
- * 地方の新聞や放送局に事前に連絡する。
- * 数名で一緒に陳情する。誰が何を言うかを決めておく。
- * 自分が誰であるか、そして、誰達の代表であるかを説明する。
- * 友好的かつ的確に議論するが、回答も要求する。
- * 要請事項に対する反論をしっかりと記録する。
- * 陳情後は何をするか？

(3) 課題ベースのグループ学習方式

スウェーデンでは10年前頃から、生徒がみんなで課題について話し合いをする方式が積極的に取り入れられ、教科書も課題をベースにしたグループ学習方式を前提に編集されている。この教科書でも、各節の終わりには、生徒が取り組むべき課題が、「事実に関する質問」と「問題-分析」の2つのレベルに分けて、段階的に徐々に難しくなるように配置されている。

たとえば第1節「共同活動」の「事実に関する質問」では、「クラス委員会や生徒会の内容、調査官の役割、議事録を作成する理由を質問している。さらに「問題-分析」では、①クラス委員会が順調に行われていると、クラスや生徒会にとってどのような利益があるか、②あなたは民主主義をどう思っているか、③なぜ、みんなが学校は民主的であるべきだと考えるのか、④クラスや学校は民主的だと思うか、について質問し、「民主主義は、向上する必要があるほど優れた場合はめったにありません」と述べ、クラスや学校を向上させるための提案を促している。最後に、ある親が自分の子どもの通う学校について匿名で述べた「学校がこうまでも民主的でなければならないのでしょうか? ----- 私が学校に行っていた頃には、校長先生がすべてを決めていましたが、私たち生徒はそれを酷いとは思っていませんでした。----- 校長先生がもっと権力をもつべきです。生徒は宿題をきちんとすべきで、会議を開いたり、理解できていないことにあれこれ意見を述べるべきではありません」という意見書に、生徒が返事を書く課題を与えている。

第2節の「あなたの学校に意見を反映させよう」の「事実に関する質問」では、①目標と手段の違い、②影響を与えるための一般的な方法、③陳情とは何か、④陳情に行く場合には考えておかなければならないこと、⑤基礎学校の目標を決定するのは誰か、⑥学校の経済運営などについて質問している。さらに「問題-分析」では、①クラスや学校で、どういった事柄に影響を与えることが重要だと思うか、②生徒が重要だと思った問題の1つを選び出し、その問題で自分たちが影響力を及ぼすためには何ができると思うか、③目標を書き出し、誰に影響を与えたらよいかを考え、そのために、どういった方法をとるかも考える、④「権力」とは何か、学校に対して権力をもっているのは誰か、あなた自身が自分の人生や周辺の人たちに影響を与える権力をもっているか、⑤スウェーデンの国民として、学校にどのような方法で影響を与えることができるか、についてみんなで考えることが課題とされている。

この教科書の執筆者であるカイ・ヒルディングソン氏は、各節で課題を設けていることについて、私とのインタビューで『「国会はどうなっていますか』といった質問だと、非常に簡単に終わってしまう。本音と建て前があり、本音の見えないところを説明するのは難しい。そこで課題を与え、深いところを探求させようとしている。スウェーデンの教育の目標は、みんなの意見をまとめていくことができる、グループで話し合いながら仕事ができる民主的なタイプの人間を育てようとしている。教科書はこうした方針にそって作られている」と述べていた。

結びにかえて

本稿では、まずスウェーデンの基礎学校の歴史的歩みと現行制度を概観し、次にスウェーデンの基礎学校の教育課程基準では、学校の基礎となる価値観は民主主義であり、その価値を生徒に身につけさせることを重要な学校の任務としていることを押さえ、さらに社会科「公民」の教科書の内容の一部分を紹介し、スウェーデンにおいて民主主義をいかに実践的に学習させているかを見た。最後に、私がなぜスウェーデンの民主主義教育に関心をいだき研究するようになったのか、その経緯を述べておこう。

2005年6月のNHKのテレビ討論「日本のこれから：人口減少社会」を観ていると、日本と違って社会の子育て支援策が充実し、特殊出生率が1.76と高い国としてスウェーデンが紹介されていた。このようにスウェーデンは、高福祉社会として有名であるが、社会保障の分野だけでなく、生活者の視点に立脚した諸政策がとられている。講演会などでスウェーデン社会について説明していると、「日本と同じ資本主義の国なのに、資本家や経営者サイド寄りでない、労働者や市民生活者の立場の政策がなぜ可能だったのか」「なぜ、スウェーデンでは高福祉社会が実現できたのか」という質問をよく受ける。スウェーデンは、200年間戦争をせず、第二次世界大戦期にも中立を保ち、産業基盤をそのまま保持し、戦後の各国の需要に応え、経済力を強めることができた。このことが、今日のスウェーデンの高福祉社会実現の背景としてある。しかしそれだけが要因ではない。平等社会の実現のために福祉政策を最優先させる社民党が、暴力革命でなく、選挙という議会制民主主義の方法を通じて、1932年から今日までほぼ政権を握ってきたことが大きな要因としてある。

スウェーデンの投票率は約80%ときわめて高い。この高さは、スウェーデン人の政治への関心の大ききの反映であり、人々がいかに政府や政治に信頼を寄せているかを表すものである。自分たちの選挙の一票が、政治を変え、世の中を変えるという意識が一般市民にある。自分の影響力を行使できるという一般市民の感覚は民主主義社会の原点である。一方日本では、誰に投票しても同じだという無力感、政治家への不信感が強い。政治に無関心な人が多い日本とスウェーデンは対照的である。これまで私は、スウェーデン社会を理解する上で、「民主主義」が鍵となると感じてきた。

一方、私のスウェーデンの学校教育への関心は、中学校家庭科の先生の森陽子さんを私の大学院生として指導する機会をもったことに始まる。パートナー関係や家族をどのようにスウェーデンの学校で教えているのかを研究するために、2003年度の追手門学院大学特色ある個人研究費の補助を申請し、受理された。スウェーデンの基礎学校では、家族については「家庭科」でなく「社会科・公民」で教えられていることが判明し、早速、一番よく使用されている「社会科・公民」の教科書『Samhälle i dag (今日の社会)』を入手し、目次を見た。そこで、第1章の「学校における民主主義」が目飛び込んできた。以前からスウェーデンの民主主義に関心があった

ので、いつもスウェーデン視察の際に、コーディネイトおよび通訳でお世話になっている友子・ハンソン氏に、家族領域に加えて「学校における民主主義」の部分の翻訳を依頼することにした。

「学校における民主主義」の内容は衝撃的だった。いかに自分たちの影響力を行使するか、陳情の仕方にいたるまで、教科書で解説されていた。非常な感動を覚えた。また、以下のような教室風景の比較の写真(1)(2)が掲載されていた。写真(1)のスウェーデンの1903年度の風景が日本の今の状況ではないか、「目からうろこ」であった。

2003年10月2日から14日まで、スウェーデンの基礎学校およびプリスクールを視察し、家庭科や社会科の授業も観察し、その担当の先生・校長先生・園長・教科書執筆者などにもインタビューをした。その過程で、スウェーデンの学校教育において民主主義の価値観を生徒に教えることが最も重要な任務に据えられていることや、また、社会科で教える内容の順番について生徒と相談して投票で決めるなど、教育現場では民主主義教育の実践の努力がいろいろなされていることを知った。

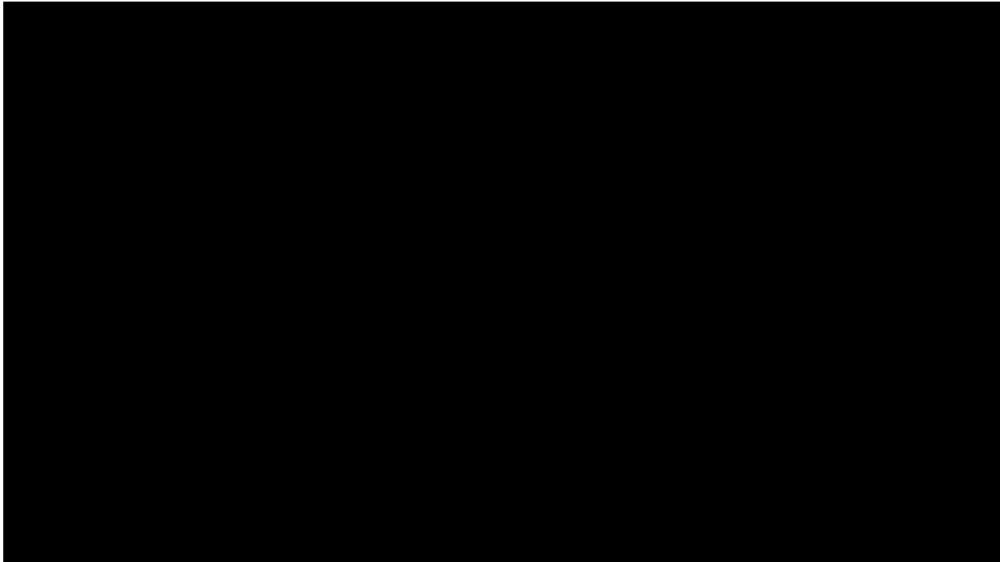
ここで紹介した公民の教科書の執筆者の一人であるカイ・ヒルディングソン氏によると、スウェーデンの教育方針が変わってきたのは、1970年代末頃からであるという。写真(1)のように、以前は教師が前に立っていて、一方通行的に教えていた。それが、対話形式になり、生徒も意見を発表するようになった。70年代末頃に学校でこの傾向が出始め、それがはっきりと文章で明記されるようになったのは、1994年の新しい指導要綱からである。スウェーデンでは、生徒たちの参画が重視され、生徒が自主的に学びたいことをグループで決めて授業を進める。写真(2)のように、丸いテーブルに座って、みんなで集まって決めながら学習する。教師はその間を自由に話しながら回っていくというスタイルをとっているという。

本論文では紙幅の関係で、民主主義教育を教育課程基準と公民の教科書を中心に捉えることにし、基礎学校での現場教師の実践報告は残念ながら割愛した。最後に、今回の視察でとても印象に残ったインタビューでの発言を紹介しておきたい。

日本でも邦訳書されている公民の教科書『あなた自身の社会』の執筆者アーネ・リンドクウィスト氏(ウプサラ大学教育学部部長)は、「教師を養成する教科で、教師だから自動的に権威があるのではなく、生徒に教える際に、自分に能力があることを見せることで、生徒からの尊敬を勝ち取るようにしなければいけないと学生に教えている。それが民主主義だ」と言われた。「教師」という地位にあるだけで、教師は偉く「権威」があるのでない。生徒から尊敬・信頼の得られる行為をとってこそ、初めて「権威」が獲得されるのである。これは、大学教員でも同様で、肝に銘じておくべき言葉だと思った。

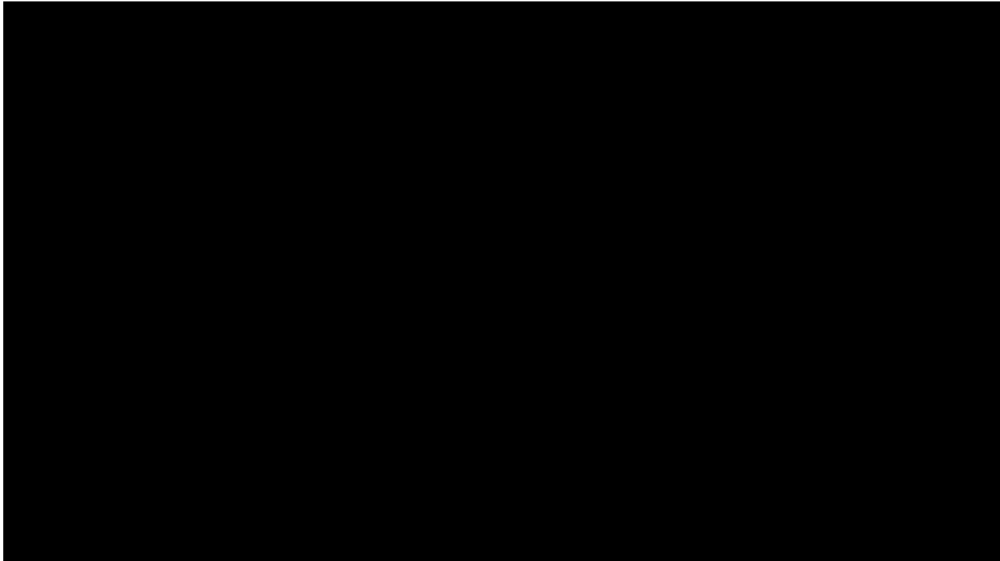
授業風景の比較

(写真1) 1903年度の地理の授業



【解説】教師の質問に解答するときには、生徒は起立しなければならず、生徒同士で話をすることは許されていませんでした。教室では教師が物事を決定していました。

(写真2) 1990年代の社会科の授業



【解説】1903年度の写真と比較してみましょう。ここでは、教師が違ったやり方で授業をしています。それは、どこか分かりますか。あなたは、新しい授業のやり方が、1903年度のものよりも優れていると思いますか。

出典：Samhälle i dag 7-9, Natur och Kultur, p. 8 より。

注

1. スウェーデンでは、保育事業も教育事業の一環と位置づけられ、1998年から学校局の管轄になっている。保育所はプリスクール（就学前教育）と呼ばれている。
2. この3つの学年区分は、制度的には1995年に廃止されるが、現場では今なおこの用語は使われている。
3. サーミ人は、別の言語と文化をもつスウェーデンの少数民族として定義される。現在、スウェーデンの北部（ラップランド地方）で、17000人のサーミ人が生活しているが、そのほとんどはスウェーデン社会に同化している。
4. 学校法は一般的な大枠を規定したもので、さまざまなタイプの義務教育学校のために、各種の特別法令がある。たとえば、1994年の「義務教育学校・プリスクールクラス・余暇活動センターのための学習計画」の法令（SKOLF S 1994: 1）は、学校法の一般的規定を超えて、義務教育学校の具体的な目標・指針を定めている。
5. スウェーデンの民主主義教育は、プリスクールの段階から開始されている。幼児に民主主義とは何かを体験させるために、どのような試み実践されているかは、「スウェーデンの保育と幼児教育」（善積京子・森陽子、2005『追手門学院大学人間学部紀要』No.18、63-81頁）を参考のこと。

謝辞

この度の研究意図を理解し、快く視察を受け入れてくださったサンナスクール基礎学校とシェーラ基礎学校の諸先生、お忙しい中、インタビューにも丁寧に応えてくださった社会科の教科書の執筆者の方々、この度のスウェーデン視察のコーディネイト・通訳および教科書の邦訳でお世話になった友子・ハンソン氏、私のスウェーデン語からの訳をチェックしてくださった大阪外国語大学の助教授高橋美恵子氏に、心より感謝を申し上げます。

参考文献

- 荒井紀子、1996「スウェーデン基礎学校における家族と性平等に関わる教育—教育課程基準にみる教育理念と家庭科—」『日本教科教育学会誌 第19巻第3号』131-139頁。
- 1998「スウェーデンにおける家庭科教育の動向 —1994年の教育課程基準を中心に」『家庭科教育実践講座 第1巻 新しい時代の家庭科教育』ニチブン、150-158頁。
- 川上邦夫、1997『『あなた自身の社会』の周辺』アーネ・リンドクウィスト、ヤン・ウェステル著、川上邦夫訳『あなた自身の社会』新評論、186-211頁。
- Hildingson, Kaj & Hildingson, Lars & Berg, Leif, 2001, "Demokrati i skolan," *Samhälle i dag* 7-9, Natur och Kultur, pp.5-15.
- Stig Hadenius, 1997, *Swedish Politics During the 20th Century: Conflict and Consensus*, Svenska Institutet. Skolverket, 2000, *Grundskolans kursplaner och betygskriterier*, Fritzes = National Agency for Education, 2000, *Syllabuses for the Compulsory School*, Fritzes.
- The Swedish Institute, 2001, "Compulsory Schooling in Sweden," *Fact Sheets on Sweden*, Utbildningsdepartementet, 1994, *Information om 1994 Års Läroplan för det obligatoriska skolväsendet Lpo94*. Utbildningsdepartementet, 1998, *Läroplan för det Obligatoriska skolväsendet, förskoleklassen och fritidshemmet Lpo 94*, Fritzes = Ministry of Education and Science in Sweden and National Agency for Education, 2002 *Curriculum for the compulsory school system, the pre-school class and the leisure-time centre (Lpo 94)*, Fritzes.